

## 大阪大学産業科学研究所副所長の選考及び解任に関する規程

第1条 この規程は、大阪大学産業科学研究所規程第3条第2項の規定に基づき、副所長の選考及び解任に関し、必要な事項を定める。

第2条 副所長の人数は、4名とする。

第3条 所長又は所長候補者は、産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）の専任教授のうちから各1名の副所長候補者を選考し、教授会の承認を得なければならない。

2 前条に規定する4名の副所長のうち1名は、産業科学ナノテクノロジーセンター長をもって充てる。

第4条 副所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副所長を選任する所長又は、所長候補者の任期を越えることはできないものとする。

第5条 所長は、副所長のうち1名を筆頭副所長に指名する。

2 筆頭副所長は、所長に支障あるときは、その職務を代理する。

第6条 所長は、教授会の承認を得て、副所長を解任することができる。

第7条 この規程に定めるもののほか、副所長の選考及び解任に関して必要な事項は、教授会の議に基づき、所長が別に定める。

第8条 この規程の改正は、構成員の3分の2以上出席の教授会において、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

2 部局長会議等への代理出席者についての申し合わせ（平成12年10月26日制定）は、廃止する。